

事 務 連 絡  
令和3年8月11日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 国民健康保険中央会  
公益財団法人 日本医療保険事務協会  
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
社会保険診療報酬支払基金  
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
警察庁長官官房教養厚生課  
防衛省人事教育局  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
保険局保険課  
労働基準局補償課  
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和3年厚生労働省告示第305号及び令和3年厚生労働省告示第307号をもって改正され、令和3年8月12日から適用すること、また、薬価基準が令和3年厚生労働省告示第306号をもって改正され、令和3年11月1日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬7品目及び注射薬17品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬4品目及び注射薬16品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 7 0 3	3, 6 3 8	2, 1 4 8	2 7	1 4, 5 1 6

(4) 「薬価算定の基準について」(令和3年2月10日付け保発0210第3号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬2品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) 「薬価算定の基準について」(令和3年2月10日付け保発0210第3号)第3章第5節4に規定する要件に該当する既収載品(内用薬2品目)について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。

(6) (4)及び(5)による調整後の薬価は、令和3年11月1日から適用されること。

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬4品目及び注射薬16品目)について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 3 8	8 8	2 3	1	2 5 0

(3) オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。)及びテデュグルチド製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(4) 新医薬品(医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。)については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日分を限度とする。)が適用されるが、新たにエブリスディドライシロップ60mgを当該制限の例外としたものであること。

3 特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）の一部改正について  
オマリズマブ製剤及びテデュグルチド製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第  
9「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測  
定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エブリスディドライシロップ 60mg

① 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「遺伝子検査により、*SMN1*  
遺伝子の欠失又は変異を有し、*SMN2* 遺伝子のコピー数が 1 以上であることが確認  
された患者に投与すること。」とされているので、*SMN1* 遺伝子の欠失又は変異を有  
し、*SMN2* 遺伝子のコピー数が 1 以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月  
日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の  
初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

② 日本小児神経学会の「ゾルゲンスマ点滴静注 適正使用指針」において、「本品  
投与後に脊髄性筋萎縮症に対する他剤（ヌシネルセンナトリウム等）を投与した  
際の有効性及び安全性は確認されていないことから、本品投与後の他剤（ヌシネ  
ルセンナトリウム等）投与を推奨しない。他剤による追加治療については、本品  
による治療の後、一定期間維持されていた運動マイルストーンが消失し、本品投  
与によって生じた副作用が臨床的に問題ない状態まで回復し、安全性上のリスク  
が十分管理可能と考えられる患者にのみ検討すること。」とされていることから、  
オナセムノゲン アベパルボベク（販売名：ゾルゲンスマ点滴静注）の投与後に本  
製剤を投与する場合は、その必要性を適切に判断し、投与が必要な理由を診療報  
酬明細書の摘要欄に記載すること。

③ 本製剤は、記 2(4)のとおり、新医薬品に係る投与期間制限の例外とされたこ  
とを踏まえ、令和 3 年 9 月 1 日から起算して 1 年を経過していない間は、概ね 1  
ヶ月に 1 回の頻度で診察を行うとともに、概ね 2 週間に 1 回の頻度で電話等を用  
いて、患者の状態や服薬の状況等を確認すること。また、その間、当該診察時  
には前回処方時以降の当該診察及び確認の実施年月日を、本製剤の処方時には年齢  
（0 歳は月齢）及び体重（20kg 未満の場合）をそれぞれ診療報酬明細書の摘要欄  
に記載すること。

(2) ベリキューボ錠 2.5mg、同錠 5mg 及び同錠 10mg

本製剤を「慢性心不全」に用いる場合は、効能又は効果において、「ただし、慢性  
心不全の標準的な治療を受けている患者に限る。」とされているので、使用に当た  
っては十分留意すること。また、効能又は効果に関連する注意において、「左室駆出率  
の保たれた慢性心不全における本剤の有効性及び安全性は確立していないため、左  
室駆出率の低下した慢性心不全患者に投与すること。」とされているので、投与開始  
に当たっては、左室駆出率の計測年月日及び左室駆出率の値を診療報酬明細書の摘

要欄に記載すること。

なお、他の医療機関で左室駆出率を測定した場合には、当該測定結果及び医療機関名を記載することで差し支えない。

(3) タズベリク錠 200mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、*EZH2* 遺伝子変異陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、*EZH2* 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(4) レベスティブ皮下注用 3.8mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は腸管の順応期間を経て、経静脈栄養量及び補液量が安定した、あるいはそれ以上低減することが困難と判断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与中は継続的に有効性を評価すること。成人では 12 ヶ月間の投与でも改善が認められない場合には、投与継続の必要性を検討すること。小児では投与 6 ヶ月後に有効性を評価し投与継続の必要性を検討すること。本剤投与中に経静脈栄養が不要になった患者においては、個々の患者の状況を踏まえて本剤の投与継続の必要性を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分に留意すること。

③ 本製剤の特定の背景を有する患者に関する注意において、本剤は 0.5mg 未満の投与量を調整できないため、体重 10kg 未満の患者及び体重 20kg 未満の中等度以上の腎機能障害患者（クレアチニンクリアランス 50mL/min 未満）には用いないこととされているので、使用に当たっては十分に留意すること。

④ 本製剤はテデュグルチド製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(5) ライザケア輸液

本製剤の効能又は効果は「ルテチウムオキシドトレオチド ( $^{177}\text{Lu}$ ) による腎被曝の低減」であるため、ルテチウムオキシドトレオチド ( $^{177}\text{Lu}$ ) との併用療法を行う場合に限り使用されるものであること。

(6) ギブラーリ皮下注 189mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は臨床症状及び生化学検査

等により急性肝性ポルフィリン症と診断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(7) ルタテラ静注

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験に組み入れられた患者の原発部位、ソマトスタチン受容体陽性の判定方法、前治療歴等について、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。特に、消化管以外を原発とする神経内分泌腫瘍患者への投与については、本剤以外の治療の実施についても慎重に検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(8) レカルブリオ配合点滴静注用

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は、Ambler クラス A 又はクラス C のβ-ラクタマーゼの関与が考えられる原因菌による感染症に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(9) デリタクト注

定位脳手術装置を用いて穿頭手術を実施した後に、本製品を腫瘍内投与した場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「K154」機能的定位脳手術を算定できるものであること。

(10) ベクルリー点滴静注用 100mg

これまで本製剤は、製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、各医療機関に配分していたところであり、厚生労働省より配分された本製剤の費用は請求できないものであること。なお、本製剤の製造販売業者から医療機関等への供給開始の時期及びその取扱い等については、今後、別途通知する予定である。

5 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

(1) ゴレア皮下注用 75mg、同皮下注用 150mg、同皮下注 75mg シリンジ及び同皮下注 150mg シリンジ

① 本製剤はオマリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② ゴレア皮下注用 75mg シリンジ及び同皮下注 150mg シリンジについては針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

6 関係通知の一部改正について

(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年

3月5日付け保医発 0305 第1号) を次のように改正する。

- ① 別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及びメポリズマブ製剤」を「、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤及びテデュグルチド製剤」に改める。
  - ② 別添3区分01(5)イ中「及びメポリズマブ製剤」を「、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤及びテデュグルチド製剤」に改める。
  - ③ 別添3別表2中「及びメポリズマブ製剤」を「、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤及びテデュグルチド製剤」に改める。
  - ④ 別添3別表3中「メポリズマブ製剤」の次に「オマリズマブ製剤」及び「テデュグルチド製剤」を加える。
- (2) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和3年3月5日付け保医発 0305 第2号) を以下のとおり改正する。
- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和3年8月12日から適用すること。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン</p>

I<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

I<sub>2</sub>製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼアルフ  
ァ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤  
及びテデュグルチド製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等  
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液  
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因  
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固  
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン  
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続  
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激  
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ  
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ  
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター  
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ  
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ  
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼアルフ  
ァ製剤、ラロニダーゼ製剤及びメポリズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等  
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液  
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因  
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固  
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン  
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続  
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激  
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ  
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ  
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター  
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ  
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ  
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub> 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

ファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤及びテデュグレルチド製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 (活性化プロトロンビン複合

ファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール製剤、ラロニダーゼ製剤及びメポリズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性化血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤 (活性化プロトロンビン複合

体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤及びテデュグルチド製剤の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)

○ 万年筆型注入器用注射針

体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。)、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤及びメポリズマブ製剤の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)

○ 万年筆型注入器用注射針

○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 61 号）の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
ヒト成長ホルモン剤  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤  
抗悪性腫瘍剤  
グルカゴン製剤  
グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

○ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 61 号）の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
ヒト成長ホルモン剤  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤  
抗悪性腫瘍剤  
グルカゴン製剤  
グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤  
エタネルセプト製剤  
ペグビソマント製剤  
スマトリプタン製剤  
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤  
アダリムマブ製剤  
テリパラチド製剤  
アドレナリン製剤  
ヘパリンカルシウム製剤  
アポモルヒネ塩酸塩製剤  
セルトリズマブペゴル製剤  
トシリズマブ製剤  
メトレプレチン製剤  
アバタセプト製剤  
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤  
アスホターゼ アルファ製剤  
グラチラマー酢酸塩製剤  
セクキヌマブ製剤  
エボロクマブ製剤  
ブロダルマブ製剤  
アリロクマブ製剤  
ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤

ヒトソマトメジンC製剤  
エタネルセプト製剤  
ペグビソマント製剤  
スマトリプタン製剤  
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤  
アダリムマブ製剤  
テリパラチド製剤  
アドレナリン製剤  
ヘパリンカルシウム製剤  
アポモルヒネ塩酸塩製剤  
セルトリズマブペゴル製剤  
トシリズマブ製剤  
メトレプレチン製剤  
アバタセプト製剤  
pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤  
アスホターゼ アルファ製剤  
グラチラマー酢酸塩製剤  
セクキヌマブ製剤  
エボロクマブ製剤  
ブロダルマブ製剤  
アリロクマブ製剤  
ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤



エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

(新設)

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品  
※令和3年8月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	3999018F2192	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg 1錠	局 アレンドロン酸錠35mg「N I G」	日医工岐阜工場	35.00
内用薬	3999026F2138	ミノドロン酸水和物	50mg 1錠	ミノドロン酸錠50mg「N I G」	日医工岐阜工場	50.00
内用薬	3999018F1196	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg 1錠	局 アレンドロン酸錠5mg「N I G」	日医工岐阜工場	5.00
内用薬	3999026F1131	ミノドロン酸水和物	1mg 1錠	ミノドロン酸錠1mg「N I G」	日医工岐阜工場	1.00
注射薬	3311402P2104	生理食塩液	5mL 1筒	局 生食注シリンジ「N I G」5mL	日医工岐阜工場	5.00
注射薬	3311402G7106	生理食塩液	10mL 1筒	局 生食注シリンジ「N I G」10mL	日医工岐阜工場	10.00
注射薬	3311402G8102	生理食塩液	20mL 1筒	局 生食注シリンジ「N I G」20mL	日医工岐阜工場	20.00
注射薬	3999423A1168	ゾレドロン酸水和物	4mg 5mL 1瓶	ゾレドロン酸点滴静注4mg/5mL「N I G」	日医工岐阜工場	4.00
注射薬	3399409G1044	フィルグラスチム（遺伝子組換え） 〔フィルグラスチム後続2〕	75μg0.3mL1筒	フィルグラスチムBS注75μgシリンジ 「N I G」	日医工岐阜工場	75.00
注射薬	2119402A4220	ドパミン塩酸塩	200mg10mL1管	局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mg「N I G」	日医工岐阜工場	200.00
注射薬	3399409G2040	フィルグラスチム（遺伝子組換え） 〔フィルグラスチム後続2〕	150μg0.6mL1筒	フィルグラスチムBS注150μgシリンジ 「N I G」	日医工岐阜工場	150.00
注射薬	3399409G3047	フィルグラスチム（遺伝子組換え） 〔フィルグラスチム後続2〕	300μg0.7mL1筒	フィルグラスチムBS注300μgシリンジ 「N I G」	日医工岐阜工場	300.00
注射薬	3334402G1137	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ 5mL「N I G」	日医工岐阜工場	50.00
注射薬	3334402G2141	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒	ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ 10mL「N I G」	日医工岐阜工場	100.00
注射薬	3334402G3130	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ 5mL「N I G」	日医工岐阜工場	500.00
注射薬	3334402G4144	ヘパリンナトリウム	1,000単位10mL1筒	ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ 10mL「N I G」	日医工岐阜工場	1,000.00
注射薬	4224403D1154	ゲムシタビン塩酸塩	200mg 1瓶	ゲムシタビン点滴静注用200mg「N I G」	日医工岐阜工場	200.00
注射薬	4224403D2150	ゲムシタビン塩酸塩	1g 1瓶	ゲムシタビン点滴静注用1g「N I G」	日医工岐阜工場	1,000.00
注射薬	2119402P1135	ドパミン塩酸塩	0.1%200mL 1袋	局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ 「N I G」	日医工岐阜工場	200.00
注射薬	2119402P2140	ドパミン塩酸塩	0.3%200mL 1袋	局 ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ 「N I G」	日医工岐阜工場	600.00

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 局 アレンドロン酸錠5mg「NIG」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg1錠	23.50
2	内用薬 局 アレンドロン酸錠35mg「NIG」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg1錠	144.00
3	内用薬 エプリスディドライシロップ60mg	リスジブラム	60mg1瓶	974,463.70
4	内用薬 タズベリク錠200mg	タゼメトスタット臭化水素酸塩	200mg1錠	3,004.60
5	内用薬 ツイミーグ錠500mg	イメグリミン塩酸塩	500mg1錠	34.40
6	内用薬 ハイヤスタ錠10mg	ツジジノスタット	10mg1錠	20,030.50
7	内用薬 ベリキューボ錠2.5mg	ベルイシグアト	2.5mg1錠	131.50
8	内用薬 ベリキューボ錠5mg	ベルイシグアト	5mg1錠	230.40
9	内用薬 ベリキューボ錠10mg	ベルイシグアト	10mg1錠	403.80
10	内用薬 ミノドロン酸錠1mg「NIG」	ミノドロン酸水和物	1mg1錠	31.60
11	内用薬 ミノドロン酸錠50mg「NIG」	ミノドロン酸水和物	50mg1錠	816.90
12	注射薬 アイモビーグ皮下注70mgペン	エレヌマブ(遺伝子組換え)	70mg1mL1キット	41,356
13	注射薬 アジヨビ皮下注225mgシリンジ	フレマネズマブ(遺伝子組換え)	225mg1.5mL1筒	41,356
14	注射薬 ウパシタ静注透析用25μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	25μg1mL1筒	976
15	注射薬 ウパシタ静注透析用50μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	50μg1mL1筒	1,392
16	注射薬 ウパシタ静注透析用100μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	100μg1mL1筒	2,007
17	注射薬 ウパシタ静注透析用150μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	150μg1mL1筒	2,494
18	注射薬 ウパシタ静注透析用200μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	200μg1mL1筒	2,914
19	注射薬 ウパシタ静注透析用250μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	250μg1mL1筒	3,291
20	注射薬 ウパシタ静注透析用300μgシリンジ	ウパシカルセトナトリウム水和物	300μg1mL1筒	3,635
21	注射薬 ギブラーリ皮下注189mg	ギボシランナトリウム	189mg1mL1瓶	5,006,201
22	注射薬 ゲムシタピン点滴静注用200mg「NIG」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg1瓶	1,286
23	注射薬 ゲムシタピン点滴静注用1g「NIG」	ゲムシタピン塩酸塩	1g1瓶	6,190
24	注射薬 局 生食注シリンジ「NIG」5mL	生理食塩液	5mL1筒	97
25	注射薬 局 生食注シリンジ「NIG」10mL	生理食塩液	10mL1筒	97
26	注射薬 局 生食注シリンジ「NIG」20mL	生理食塩液	20mL1筒	112
27	注射薬 ゴレドロン酸点滴静注4mg/5mL「NIG」	ゴレドロン酸水和物	4mg5mL1瓶	8,571
28	注射薬 デリタクト注	テセルバツレブ	1mL1瓶	1,431,918
29	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mg「NIG」	ドパミン塩酸塩	200mg10mL1管	132
30	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ「NIG」	ドパミン塩酸塩	0.1%200mL1袋	845
31	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「NIG」	ドパミン塩酸塩	0.3%200mL1袋	1,233
32	注射薬 フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「NIG」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	75μg0.3mL1筒	2,894
33	注射薬 フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「NIG」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	150μg0.6mL1筒	4,679
34	注射薬 フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「NIG」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	300μg0.7mL1筒	7,507
35	注射薬 ベクルリー点滴静注用100mg	レムデシビル	100mg1瓶	63,342
36	注射薬 ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「NIG」	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒	87
37	注射薬 ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「NIG」	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒	90
38	注射薬 ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「NIG」	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒	110

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
39	注射薬 ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10mL「N I G」	ヘパリンナトリウム	1,000単位10mL 1筒	114
40	注射薬 ユニツキシ点滴静注17.5mg/5mL	ジヌツキシマブ(遺伝子組換え)	17.5mg 5mL 1瓶	1,365,888
41	注射薬 ライザケア輸液	L-リシン塩酸塩・L-アルギニン塩酸塩	1L 1袋	1,180
42	注射薬 ルタテラ静注	ルテチウムオキソドトロチド(177Lu)	7.4GBq25mL 1瓶	2,648,153
43	注射薬 レカルブリオ配合点滴静注用	レレバクタム水和物・イミペネム水和物・シラス タチンナトリウム	(1.25g) 1瓶	22,447
44	注射薬 レベスティブ皮下注用3.8mg	テデュグルチド(遺伝子組換え)	3.8mg 1瓶(溶解液付)	79,302

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正  
（令和3年11月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
3999039M1022	オフェブカプセル100mg	100mg 1 カプセル	4,440.80	3,968.90
3999039M2029	オフェブカプセル150mg	150mg 1 カプセル	6,676.40	5,953.50
1179060F1028	トリンテリックス錠10mg	10mg 1 錠	168.90	161.70
1179060F2024	トリンテリックス錠20mg	20mg 1 錠	253.40	242.50

揭示事項等告示

別表第2 (令和4年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 局 アレンドロン酸錠5mg「テバ」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg 1錠
2	内用薬 局 アレンドロン酸錠35mg「テバ」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg 1錠
3	内用薬 ミノドロン酸錠1mg「武田テバ」	ミノドロン酸水和物	1mg 1錠
4	内用薬 ミノドロン酸錠50mg「武田テバ」	ミノドロン酸水和物	50mg 1錠
5	注射薬 ゲムシタビン点滴静注用200mg「TYK」	ゲムシタビン塩酸塩	200mg 1瓶
6	注射薬 ゲムシタビン点滴静注用1g「TYK」	ゲムシタビン塩酸塩	1g 1瓶
7	注射薬 局 生食注シリンジ「テバ」5mL	生理食塩液	5mL 1筒
8	注射薬 局 生食注シリンジ「テバ」10mL	生理食塩液	10mL 1筒
9	注射薬 局 生食注シリンジ「テバ」20mL	生理食塩液	20mL 1筒
10	注射薬 ズレドロン酸点滴静注4mg/5mL「テバ」	ズレドロン酸水和物	4mg 5mL 1瓶
11	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mg「タイヨー」	ドパミン塩酸塩	200mg10mL 1管
12	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ「武田テバ」	ドパミン塩酸塩	0.1%200mL 1袋
13	注射薬 局 ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「武田テバ」	ドパミン塩酸塩	0.3%200mL 1袋
14	注射薬 フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「テバ」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	75μg0.3mL 1筒
15	注射薬 フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「テバ」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	150μg0.6mL 1筒
16	注射薬 フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「テバ」	フィルグラスチム(遺伝子組換え)[フィルグラスチム後続2]	300μg0.7mL 1筒
17	注射薬 ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ5mL「テバ」	ヘパリンナトリウム	50単位 5mL 1筒
18	注射薬 ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ10mL「テバ」	ヘパリンナトリウム	100単位10mL 1筒
19	注射薬 ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ5mL「テバ」	ヘパリンナトリウム	500単位 5mL 1筒
20	注射薬 ヘパリンNaロック用100単位/mLシリンジ10mL「テバ」	ヘパリンナトリウム	1,000単位10mL 1筒